

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
が休息日)

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和四十二年二月六日
鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一
鳥取県教育委員会規則第三号

目次
 ◇教委規則 鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
 ◇教委告示 昭和四十二年度鳥取県立高等学校募集生徒数
 昭和四十二年度鳥取県立高等学校の入学志願者の属する
 学区の認定等

規 則

別表

高等学校名	課程名	学科名	科名	所 在 地	収容定員	
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	鳥取市立川町五丁目一〇番地	一、六二八	
			専攻科	普通科	鳥取市東町二丁目一二番地	一〇〇
			普通学科	普通科		一、七二八
			家庭学科	家政科		二九六
鳥取西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科		一九八	
			普通学科	普通科	一九八	
			家庭学科	家政科		二九六
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	鳥取市湖山町二、九九五番地	八八八	
			商業科	商業科		一九八
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	機械科	鳥取市立川町五丁目三三〇番地	二四〇	
			電気科			二四〇

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則
 鳥取県立高等学校学則(昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。
 第二十一条中「鳥取県立高等学校通学区域に関する規則」を「鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則」に改める。
 別表を次のように改める。

青 谷 高 等 学 校	智頭農林高等学校		八頭高等学校		岩 美 高 等 学 校	美和分校			鹿野分校			鳥取農業高等学校			鳥取西工業高等学校							
	若桜分校		若桜分校			若桜分校			若桜分校			若桜分校			若桜分校							
全 日 制 課 程	全 日 制 課 程		全 日 制 課 程		全 日 制 課 程			全 日 制 課 程			全 日 制 課 程			全 日 制 課 程								
家 庭 学 科	農 業 学 科		農 業 学 科		農 業 学 科			農 業 学 科			農 業 学 科			工 業 学 科								
家 政 科	普 通 科	生 活 科	林 業 科	農 業 科	普 通 科	家 政 科	普 通 科	普 通 科	生 活 科	家 庭 科	畜 産 科	農 業 機 械 科	生 活 科	農 産 製 造 科	農 業 科	土 木 科	電 子 科	電 氣 科	機 械 科	工 業 化 学 科	建 築 科	金 属 工 業 科
"	気高郡青谷町北浜二九一番地	"	"	八頭郡智頭町智頭七一一番地	八頭郡若桜町若桜五〇一番地	"	八頭郡家町久能寺七二五番地	岩美郡岩美町浦富七〇八番地	"	"	鳥取市源太二二番地	気高郡鹿野町寄田三三三番地	"	"	鳥取市湖山町一、二五八番地	"	"	"	鳥取市湖山町白浜二、九六〇番地	"	"	"
一四八	五九二	一一〇	二四〇	一一〇	一四八	一四八	一、七二六	四四四	一六〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	二四〇	二四〇	一一〇	一一〇

養良農業高等学校	赤 碓 高等学校		由良育英高等学校		倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校					倉吉西高等学校		倉吉東高等学校		
	全日制課程	全日制課程	全日制課程		全日制課程					全日制課程			全日制課程					全日制課程	定時制課程 (夜間)	専 攻	全日制課程	
農業学科	家庭学科	普通学科	家庭学科	普通学科	工業学科					農業学科	家庭学科	商業学科	農業学科					家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科	普通科
農業科	家政科	普通科	家政科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	生活科	家政科	商業科	生活科	農業土木科	畜産科	園芸科	農林科	家政科	普通科	普通科	普通科	普通科
西伯郡淀江町今津二八六番地	"	東伯郡赤碓町赤碓一、九五七番地の一	"	東伯郡大栄町由良宿一、六〇八番地	"	"	"	"	倉吉市小田字下前田二〇四の五	"	"	倉吉市上井町四三〇番地	"	"	"	"	倉吉市大谷一六六番地	"	倉吉市余戸谷町三、〇五八番地	"	"	倉吉市塚町二丁目二〇一番地
一一〇	一四八	二九六	一四八	八四〇	四〇	一一〇	二四〇	二四〇	二四〇	八〇	一九六	四四四	一一〇	八〇	一一〇	一一〇	一一〇	一四八	一、〇三六	一六〇	五〇	一、〇三六

境 水産高等学校	境 高等学校	法勝寺高等学校	米子工業高等学校	境港分校	米子南高等学校	米子西高等学校	米子東高等学校	全日制課程		畜産科
								専攻科		生活科
全日制課程		普通学科	工業学科	商業学科	農業学科	商業学科	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科
水産学科	定時制課程 (夜間)	普通学科		商業学科	農業学科	商業学科	家庭学科	普通学科	普通学科	普通学科
水産製造科	普通学科	普通学科	電波通信科	商業科	農業科	商業科	家庭科	普通科	普通科	普通科
漁業科	家庭学科	普通科	工業化学科	商業科	農業科	商業科	家庭科	普通科	普通科	普通科
普通科	普通科	普通科	土木科	機械科	商業科	商業科	家庭科	普通科	普通科	普通科
境港市上道町二〇六四番地	境港市上道町八二一番地	西伯郡西伯町法勝寺とかまえ地内	"	米子市博労町四丁目三三〇番地	境港市竹内町五五五番地	米子市長砂町一八八番地	米子市長砂町一八八番地	米子市錦町二丁目一〇三番地	米子市勝田町三〇七番地	米子市勝田町三〇七番地
一一〇	一六〇	四四四	一一〇	二四〇	一四八	二九六	二九六	一〇三六	一〇三六	一四三二
一一〇	一四八	八八八	二四〇	二四〇	二四〇	一八八	二九八	一九八	一九八	一一〇
			一一〇	二四〇	二四〇	一九九	一九八	一九八	一九八	一一〇

鳥取県教育委員会告示第五号

告 示

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則

昭和四十二年鳥取県立高等学校募集生徒数を次のように定める。
昭和四十二年二月六日

鳥取県教育委員長 井 上 善 一

矢戸分校		日野産業高等学校			根 雨 高等学校		境港工業高等学校									
定時制課程		全日制課程			全日制課程		全日制課程				専 攻 科					
農業学科		農業学科		商業学科	家庭学科	普通学科	工業学科				水産学科					
生活科	家庭科	農 林 科	生 活 科	畜 産 科	農 林 科	商 業 科	家 政 科	普 通 科	建 築 科	電 子 科	電 気 科	機 械 科	機 関 科	漁 業 科	機 関 科	無 線 通 信 科
"	"	日野郡日南町矢戸一、一六四番地の一	"	"	"	日野郡日野町黒坂一、一〇九番地	"	日野郡日野町根雨字中祖三三八番地	"	"	"	境港市竹内町九二五番地	"	"	"	"
一六〇			一一〇	一一〇	一一〇	一四八	一四八	五九二	一一〇	一一〇	一一〇	二四〇	四〇		一一〇	一一〇

昭和四十二年鳥取県立高等学校募集生徒数(募集定員)

高等学校名		課程名	学科名	科名	募集生徒数	所在地
鳥取東高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	普通科	五二八	鳥取市立川町五丁目一〇
			普通科	普通科	五二八	
鳥取西高等学校	全日制課程	家庭学科	家政科	家政科	九六	鳥取市東町二丁目一二
			普通科	普通科	五二八	
鳥取商業高等学校	全日制課程	商業学科	商業科	商業科	二八八	鳥取市湖山町二、九九五
			機械科	機械科	八〇	
鳥取工業高等学校	全日制課程	工業学科	工業化学科	工業化学科	八〇	鳥取市立川町五丁目三二〇
			建築科	建築科	四〇	
			金属工業科	金属工業科	四〇	
			電気科	電気科	八〇	
			機械科	機械科	八〇	
			電子科	電子科	四〇	
			土木科	土木科	四〇	
鳥取西工業高等学校	全日制課程	工業学科	機械科	機械科	八〇	鳥取市湖山町白浜二、九六〇
			電気科	電気科	四〇	
			電子科	電子科	四〇	
			土木科	土木科	四〇	
鳥取農業高等学校	全日制課程	農業学科	農業科	農業科	四〇	鳥取市湖山町一、二五八
			農産製造科	農産製造科	四〇	
			生活科	生活科	四〇	
			農業機械科	農業機械科	四〇	
鹿野分校	全日制課程	農業学科	農業機械科	農業機械科	四〇	気高郡鹿野町寄田三三一
			普通科	普通科	一四四	
岩美高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	普通科	五七六	岩美郡岩美町浦富七〇八
			家庭学科	家庭科	四八	
八頭高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	普通科	四八	八頭郡若桜町若桜五〇一
			家庭学科	家庭科	四八	

赤碓高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校	倉吉産業高等学校	倉吉農業高等学校	倉吉西高等学校	倉吉東高等学校	青谷高等学校	智頭農林高等学校
全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程	全日制課程
家庭学科	普通学科 家庭学科	工業学科	家庭学科 商業学科	農業学科	家庭学科 普通学科	普通学科	家庭学科 普通学科	農業学科
家政科	普通科 家政科	土木科 工業化学科 電子科 電気科	家政科 商業科	生活科 畜産科 園芸科 農林科	家政科 普通科	普通科	家政科 普通科	生活科 林業科 農業科
四八	九六 四八 二四〇	四〇 四〇 四〇 八〇 八〇	九六 一四四	四〇 四〇 四〇 四〇	四八 三三六 三三六	四八	四八 一九二	四〇 八〇 四〇
東伯郡赤碓町赤碓一、九五七の一	東伯郡大栄町由良宿一、六〇八	倉吉市小田字下前田二〇四の五	倉吉市上并町四三〇	倉吉市大谷一六六	倉吉市余戸谷町三、〇五八	倉吉市堺町二丁目二〇一	気高郡青谷町北浜二九一	八頭郡智頭町智頭七一

境水産高等学校				境高等学校		法勝寺高等学校		米子工業高等学校				境港分校		米子南高等学校		米子西高等学校		米子東高等学校		養良農業高等学校		
全日制課程				全日制課程		全日制課程		全日制課程				全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程		全日制課程		
水産学科				家庭学科		普通学科		工業学科				商業学科		農業学科		家庭学科		普通学科		農業学科		
機械科	機械科	無線通信科	水産製造科	漁業科	家政科	普通科	普通科	電波通信科	工業化学科	土木科	電気科	機械科	商業科	商業科	農芸化学科	農業科	家政科	普通科	普通科	生活科	畜産科	農業科
八〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四八	二八八	一四四	四〇	八〇	四〇	八〇	八〇	四八	一九二	四〇	四〇	九六	三三六	四三二	四〇	四〇	四〇
境港市上道町二、〇六四				境港市上道町八二一		西伯郡西伯町法勝寺とかまえ		米子市博労町四丁目三三〇				境港市竹内町五五五		米子市長砂町一八八		米子市錦町一丁目一〇三		米子市勝田町三〇七		西伯郡淀江町今津二八六		

鳥取県教育委員会告示第六号

昭和四十二年度鳥取県立高等学校の入学志願者の属する学区の認定並びに学区外志願者及び県外志願者の取扱いは、次の要項による。

昭和四十二年二月六日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和四十二年度鳥取県立高等学校入学志願者の属する学区の

認定並びに学区外志願者及び県外志願者の取扱要項

一 志願者の属する学区の認定

1 志願者の属する学区は、志願者が生活をともしにする保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の居住地をもって決定し、志願者の単独居住等は認めない。

2 志願者のうち、次の(一)又は(二)に該当する者は、学区の認定を受けなければならぬ。

(一) 志願者が保護者と同居し、かつ、その居住地と学区を異にする中学校に通学しているとき又は学区を異にする中学校を卒業しているとき。

(二) やむを得ない事情で、現在両親が異なる学区に別居し、志願者が同居していない側の親の方に居住地を移して所属の学区を変更するとき。

3 2の(一)又は(二)に該当し、学区の認定を受けようとする者は、所定の学区認定願に次の書類を添えて県教育委員会に提出しなければならぬ。

(一) 2の(一)に該当する場合

イ 保護者と同居の居住証明書又は住民票及び戸籍抄本

ロ 現に保護者の居住地に同居して通学している旨の中学校長の証明書

ハ 区域外の中学校に就学した理由を記載した書類

(二) 2の(二)に該当する場合

イ 同居していない側の親の居住証明書又は住民票及び戸籍抄本

ロ 別居の理由及び学区を変更する理由を記載した書類

4 県教育委員会は、学区認定願を審査してやむを得ないものと認められる者について学区認定書を交付する。交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

二 学区外志願者の取扱い

1 志願者のうち、所属する学区以外の高等学校に志願しようとする者は、次の(一)又は(二)に該当する場合にこれを許可する。

(一) 保護者の転勤等により、昭和四十二年五月三十一日までに確実に保護者とともに他の学区に居住地を移すとき。

(二) 通学距離、学資支弁者の関係その他やむを得ない事情で、他の学区の近親者（四親等以内。以下同じ。）の居住地に同居するとき。

2 1の(一)又は(二)に該当し、学区外の高等学校に志願しようとする者は、所定の学区外出願許可願に次の書類を添えて県教育委員会に提出しなければならぬ。

(一) 1の(一)に該当する場合

イ 転勤（内定）証明書等居住地を変更する理由を証明する書類

ロ 居住証明書又は住民票及び戸籍抄本

(二) 1の(二)に該当する場合

イ 近親者の居住証明書又は住民票及び志願者との関係を証明でき

る戸籍謄本

ロ 近親者の同居承諾書及び身元引受書

ハ その他事情を証明するに足る書類

3 県教育委員会は、許可願を審査してやむを得ないものと認めるものについて、許可書を交付する。許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

三 県外志願者の取扱い

1 志願者のうち、鳥取県内の国立及び公立の中学校の出身者(卒業見込みの者を含む。)で、保護者とともに鳥取県内に居住している志願者以外の志願者(以下「県外志願者」という。)については、次の(一)又は(二)に該当する場合には県立高等学校に出願することを許可する。

(一) 次表の上欄に掲げる指定地域に居住している志願者が下欄に掲げる高等学校に志願するとき。

指 定 地 域		学 校 名
県 名	郡 名	
兵庫県	美方郡	鳥取工業高等学校
	苫田郡	智頭農林高等学校
岡山県	真庭郡	倉吉東高等学校 倉吉西高等学校 倉吉工業高等学校 倉吉産業高等学校
	阿哲郡	日野産業高等学校
鳥根県	八束郡	境高等学校 境水産高等学校 境工業高等学校 米子南高等学校 境港分校
		美保関町、八束村大字江島

(一) 以外の県外志願者で、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者

(1) 県内に保護者とともに居住していて、県外の中学校に通学している者

(2) 県外の中学校を卒業して、現在鳥取県内に就職し、居住している者

(3) 県外の中学校を卒業している者又は卒業見込みの者で、保護者の転勤等により、昭和四十二年五月三十一日までに確実に保護者とともに鳥取県内に居住する者又はすでに居住している者

(4) 保護者の職業が転勤が多く、教育上の観点から鳥取県内の近親者の居住地に同居する者

2 1の(一)による県外志願者は、出願許可の手続を要しない。

3 1の(二)による県外志願者は、所定の許可願に次の書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

(一) 1の(二)に該当する場合

イ 保護者及び志願者の居住証明書又は住民票、実際に居住していることを証明する書類及び戸籍抄本

ロ 県外の中学校に通学している理由を記載した書類

(二) 1の(二)に該当する場合

志願者の居住証明書又は住民票及び勤務証明書
(三) 1の(三)に該当する場合
保護者の転勤(内定)証明書等鳥取県内に居住する理由を証明する書類及び戸籍抄本(すでに居住している場合は居住証明書又は住民票をあわせて)

四 1の(ロ)の(4)に該当する場合

イ 事情を証明する書類(具体的な資料)

ロ 近親者の居住証明書又は住民票及び志願者との関係を証明できる戸籍謄本

ハ 近親者の同居承諾書及び身元引受書

(五) (イ)から(四)までの書類のほか、県教育委員会が必要と認める書類

4 県教育委員会は、許可願を審査してやむを得ないものと認められたものについて、許可書を交付する。許可書の交付を受けた志願者は、入学志願書にこれを添えて提出しなければならない。

5 県外志願者の出身中学校の校長は、所定の調査書及び学習成績一覧表を作成し、入学志願書受付期間中に志願者の志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

6 県外志願者については、志願変更及び第二志望を認めない。

四 許可願等の受付期間及び受付場所

1 受付期間 昭和四十二年二月六日から二月十八日までのうち、毎日九時から十七時まで(日曜日及び祭日は除き、土曜日は十二時まで)とする。

2 受付場所 鳥取県教育委員会事務局教職員課

(鳥取市東町一の二二〇 電話鳥取〇七一一番内線四六三〜四六六)

3 許可願等は、原則として本人又は保護者が直接持参するものとする。

4 1の受付期間終了後において、急に保護者の転勤が決定し、許可願の手続を要する事態が生じた場合には、1の受付期間にかかわらず受

付ける。

五 注意事項

1 許可願等の記載が虚偽であると判明したときは、入学許可後であっても入学を取り消すことができる。

2 許可願等の用紙は、教職員課又は各教育事務所で受け取ることにする。